

様式第2号（第7条関係）

三重県指令雇経第 一 号  
令和 年 月 日

（申請者 所在地  
名称） 様

三重県知事 印

カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったカーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・  
業態転換に係る技術開発支援事業補助金について、審査の結果下記のとおり交付することに  
決定しましたので、カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開  
発支援事業補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 補助事業名

2 補助事業の内容

年 月 日付けで申請のあったカーボンニュートラル実現に向けた成長産業育  
成・業態転換に係る技術開発支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとします。

3 補助事業期間

交付決定日から 年 月 日まで

4 補助対象経費及び補助金交付額

(1) 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助金交付額 \_\_\_\_\_ 円

5 カーボンニュートラル実現に向けた成長産業育成・業態転換に係る技術開発支援事業補助  
金交付要領を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施してください。

6 交付決定日よりも前に発注又は購入・契約等を実施したのに係る経費及び事業完了後に  
納品、検収、支払等を実施したのに係る経費は対象外ですのでご注意ください。

- 7 本交付決定通知書の内容若くはこれに付された条件に不服がある、又は補助事業を実施しないことにする等の理由により、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定日から 15 日以内に補助金交付申請取下届出書（様式第 4 号）を提出してください。
- 8 補助事業の内容又は補助対象経費の区分若しくは合計額を変更しようとする場合であって、次のいずれかに該当する場合は、補助金事業変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、その承認を受けてください。承認を受けた日以降でなければ、変更後の事業の実施（発注又は購入・契約等を含む。）はできません。
- (1) 補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合
  - (2) 新たな補助対象経費の区分が発生する場合
  - (3) 区分ごとの補助対象経費が 20%以上増加する場合
  - (4) 補助対象経費の合計額が 20%以上増加又は 20%以上減少する場合
- 9 DX 活用型で補助金の交付決定をした場合において、補助事業者が DX を活用していないと判断したときは、補助金交付決定を取り消し、又は補助上限額を標準型の上限額に変更することがあります。
- 10 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を提出し、その承認を受けてください。
- 11 補助事業を完了したときは、その日から起算して 15 日を経過した日又は補助事業完了期日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 9 号）を提出してください。
- 12 補助事業の実施期間又は完了後に関わらず、不正又は虚偽による補助金の交付が判明した場合は、補助金交付決定を取り消し、支払った補助金の返還を求めます。
- 13 代表者及び役員等（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）が、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる一に該当することが判明した場合は、交付決定後であっても補助金交付決定を取り消します。
- 14 補助事業の進捗状況確認のため、現地調査に入ることがあります。その際、事業計画に見合った成果が見込めないと認められる場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。
- 15 補助事業の完了により相当の収益（収入から経費を差し引いた額）が生じたと認められる場合には、支払った補助金の全部又は一部に相当する額の返納を求め、又は支払うべき補助金の額から収益に相当する額を減額することがあります。